

携帯電話や基地局からの電磁波に被曝すると、被曝期間が長くなるにつれてホルモンの分泌量が影響を受けるという研究が、2011年12月、学術誌『ケミカル・バイオケミスティ』に発表されました。調査したのは、エジプト国立調査センター医療調査局のエスカンダー博士らです。

この研究では、携帯電話ユーザー 82人と、基地局から20～500m以内に住む34人を対象に6年間の追跡調査を行い、定期的に血液を採取してホルモンを分析しました。

被曝していない対照群と比べると、被曝した人たちは副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)や副腎でつくられるコルチゾールが有意に減少しました。基地局から500m以内に6年間住む人たちは、ACTHとコルチゾールレベルの減少率ももっとも高かったのです。しかも、このエリアに住む若い女性(14-22歳)は、生殖に関わるプロラクチンが減少し、被曝期間が増えると減少率が高くなりました。携帯電話が基地局の電磁波に被曝した若い男性と成人男性は、生殖に関わるテストステロンがゆるやかに減少しました。エスカンダー博士は「長期被曝の影響について人々の認識を高めるために政策決定者や健康ケア担当官、医療関係者のさらに大きな関与が必要だ」と述べています。

世界保健機関(WHO)の下部機関である国際がん研究センター(IARC)は、2011年5月に無線周波数電磁波を「発がん性の可能性がある」と認めました。この周波数帯には携帯電話や基地局、無線LAN、テレビ・ラジオ波などが含まれますが、各国の対応は携帯電話の使用方法を助言するなどの消極的な注意勧告に留まっています。

例えばカナダ保健省は、2011年10月、携帯電話使用者に向けて通話時間を減らすこと、通話よりメールを選ぶこと、ハンズフリー装置を使うことを勧める文書を発行しましたが、基地局からの電磁波については「予防策は不要」としました。

しかし、カナダ、トロント大学のマグダ・ハヴァス博士は、この勧告では健康を守れないと考え、包括的な対策をとるよう同省に求めました。具体的には、学校・家庭・職場でのインターネット接続を有線にすること、建物の屋上などに基地局を設置する事業者が電磁波が屋内へ侵入しないよう保証を求めると、喫煙禁止場所のように無線のない空間を公的空間や交通機関に設けることなどです。このような対策が実施されれば、被曝量の削減に役立つでしょう。

かとうやすこ |

電磁波過敏症と化学物質過敏症を併発。患者としての経験と各地の取材を通して執筆。著書に『電磁波・化学物質過敏症対策』、『危ないオール電化住宅』、『ユビタス社会と電磁波』(緑風出版)、『電磁波から家族を守る』(建築ジャーナル)

携帯電話の通話時間は個人の意思で調整できますが、基地局は個人の力ではどうにもなりません。せめて基地局が設置・改造される前に情報を住民に知らせようと、条例をつくる自治体も増えています。2011年12月、太宰府市議会でも、携帯電話基地局に関する紛争を防止するために市議の門田直樹さんが条例案を提出し、賛成多数で採択された後で、市長の反対を受けて再議されることになりました。再議では3分の2以上の賛成が必要で、現状では可決が難しくなります。

太宰府市では基地局の反対運動が頻発し、市民が2010年に条例制定を求める請願を市議会に提出して採択されました。しかし市は条例をつくらせず、翌年になって策定された住民紛争等の防止に向けた実施方針には具体的な手続きが記載されず、紛争を防ぐことは困難な内容でした。門田さんの条例案では、事業者は着工60日前までに事業計画書を市に提出し、40日前までに住民説明会を行い、説明会から10日以内に報告書を市へ提出、市民は市役所や市のホームページで自由に確認できるというものでした。「説明会すら事業者がしたければする」という状況。法律はないから条例をつくるしかない」と門田さんは考えています。

基地局がいつ建つのか、住民は知ることができません。知る権利を守るためにも法的規制が必要ですが、国が動かない現状では、条例をつくるしかありません

